

(写)

富労発基 0704 第 1 号
令和 4 年 7 月 4 日

富山地方最低賃金審議会
会 長 長尾 治明 殿

富山労働局長
吉岡 勝利

富山県最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 12 条の規定に基づき、富山県最低賃金（昭和 56 年富山労働基準局最低賃金公示第 3 号）の改正決定について、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画（令和 4 年 6 月 7 日閣議決定）及び新しい資本主義実行計画工程表並びに経済財政運営と改革の基本方針 2022（同日閣議決定）に配慮した、貴会の調査審議をお願いする。